

## 吸収分割に係る事後開示書面

(会社法第 791 条第 1 項第 1 号及び第 801 条第 3 項第 2 号  
並びに会社法施行規則第 189 条に基づく開示事項)

2026 年 4 月 1 日

日鉄鉱業株式会社  
四浦珪石株式会社

2026年4月1日

## 吸収分割に係る事後開示事項

東京都千代田区丸の内二丁目3番2号  
日鉄鉱業株式会社  
代表取締役社長 森川 玲一

大分県津久見市小園町7番6号  
四浦珪石株式会社  
代表取締役社長 鶴池 貴司

日鉄鉱業株式会社(以下、「承継会社」という。)及び四浦珪石株式会社(以下、「分割会社」という。)は、2026年1月30日付で締結した吸収分割契約(以下、「本吸収分割契約書」という。)に基づき、2026年4月1日を効力発生日として、分割会社の仁宅地区けい石事業に関する資産、負債、契約及びそれらに付随する権利義務を承継会社に承継させる吸収分割(以下、「本件会社分割」という。)を行いました。

本件会社分割に係る会社法第791条第1項第1号及び第801条第3項第2号並びに会社法施行規則第189条に定める事後開示事項は、下記のとおりです。

### 記

1. 本件会社分割が効力を生じた日(会社法施行規則第189条第1号)

2026年4月1日

2. 分割会社における次に掲げる事項(会社法施行規則第189条第2号)

(1) 会社法第784条の2の規定による請求に係る手続きの経過

分割会社の株主は承継会社のみであり、会社法第784条の2の規定による本件会社分割をやめることの請求はありませんでした。

(2) 会社法第785条の規定による手続の経過

分割会社の株主は承継会社のみであり、会社法第785条の規定による株式買取請求はありませんでした。

(3) 会社法第787条の規定による手続の経過

分割会社において、会社法第787条第1項第2号の要件を満たす新株予約権はないことから、新株予約権買取請求に係る手続は行っていません。

(4) 会社法第 789 条の規定による手続の経過

分割会社は、会社法第 789 条第 2 項に基づき、2026 年 2 月 20 日付の官報に公告し、同日付で知れたる債権者に対して個別の催告を実施いたしました。異議申述期間内に異議を述べた債権者はいませんでした。

3. 承継会社における次に掲げる事項（会社法施行規則第 189 条第 3 号）

(1) 会社法第 796 条の 2 の規定による請求に係る手続の経過

本件会社分割は、承継会社において会社法第 796 条第 2 項に規定する簡易吸収分割に該当するため、同第 796 条の 2 ただし書の規定により、承継会社の株主は本件会社分割をやめることを請求することはできません。

なお、承継会社は、2025 年 2 月 20 日付で、本件会社分割を同第 796 条第 2 項に基づき株主総会の承認を必要とせず実施する簡易吸収分割とする旨について、同条第 3 項に基づき電子公告を実施しましたが、同条同項及び会社法施行規則第 197 条が定める株式を有する株主で、本件会社分割に反対した株主はいませんでした。

(2) 会社法第 797 条の規定による手続の経過

本件会社分割は、承継会社において会社法第 796 条第 2 項に規定する簡易吸収分割に該当するため、同第 797 条第 1 項ただし書の規定により、承継会社の株主は株式買取請求が認められておりません。

(3) 会社法第 799 条の規定による手続の経過

承継会社は、会社法第 799 条第 2 項及び第 3 項の規定に基づき、2025 年 2 月 20 日付で官報及び電子公告において債権者に対する公告を行いました。異議申述期間内に異議を述べた債権者はいませんでした。

4. 本件会社分割により承継会社が分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項（会社法施行規則第 189 条第 4 号）

承継会社は、効力発生日である 2026 年 4 月 1 日をもって、分割会社から、本吸収分割契約書の定めに従い、仁宅地区けい石事業に関する資産、負債、契約及びそれらに付随する権利義務を承継いたしました。

5. 会社法第 923 条の変更の登記をした日（会社法施行規則第 189 条第 5 号）

2026 年 4 月 1 日から 14 日以内に登記を行う予定です。

6. その他吸収分割に関する重要な事項（会社法施行規則第 189 条第 6 号）

該当事項はありません。

以上